

一般社団法人 福岡電業協会

入会基準運用則

本会に入会を希望する個人または法人は、本協会の定款及び諸規程等を十分に理解し、本協会の運営に協力することは、もちろん、次の条件を満足するものとする。

会員の資格

個人、又は法人の「電気工事業者」で、引き続き福岡県下において、電気工事を主として営業する者。

上記の電気工事を主として営業する者とは、次の条項を具備すること。

1. 福岡県内において、電気工事業として過去3ヶ年の実績があり、引き続き電気工事を営業する者で、メーカー、商社、代理店等は除く。
2. 全売上高に占める電気工事業の完工高が、原則として50%以上とする。

※なお「原則として」の解釈は次のとおりとする。

経審事項審査結果通知書の総合数値が県内業者は300点以上、県外業者は600点以上の業者とする。

3. 上記の条項を満足した証書として、「経審」の書類（写）と併せて、過去3ヶ年間に福岡県下で施工した、完成工事の実績を記載した資料を提出する。同上の資料には具体的に、工事件名、完工高、元請、下請の区別等を明記する。
4. 会員の推薦
入会を希望する者は、福岡電業協会加盟の役員会社2社の推薦を添えて、申し込みをするものとする。
但し、推薦者は上記の「入会基準運用則」に適合するか否かを、責任をもって審査し、その結果を「総務委員会」に説明、推薦することとする。
5. なお、本運用則は平成24年5月1日より施行し、既会員には適用しないものとする。

以上